

平成 2 7 年 度

亀山市 財政健全化
経営健全化 審査意見書

亀山市監査委員

亀 監 第 1081 号

平成28年8月15日

亀山市長 櫻井 義之 様

亀山市監査委員 渡部 満

同 西川 憲行

同 匹田 哲

平成27年度亀山市財政健全化及び経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査に付された平成27年度財政健全化判断比率及び経営健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

目 次

財政健全化審査意見書		ページ
第1	審査の概要	1
1	審査の期間	1
2	審査の方法	1
第2	審査の結果	1
経営健全化審査意見書		
第1	審査の概要	3
1	審査の期間	3
2	審査の方法	3
第2	審査の結果	3
1	水道事業会計	3
2	工業用水道事業会計	3
3	公共下水道事業会計	3
4	病院事業会計	3
5	農業集落排水事業特別会計	3
経営健全化審査資料		
	財政健全化判断比率等の対象となる会計	7
	経営健全化比率 法適用事業（別表1）	8

（注1） 文中に用いる金額は原則として万円単位で表示し、単位未満は四捨五入しています。

（注2） 比率（％）は、原則として各計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入し第1位までとしました。

平成 27 年度財政健全化審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の期間

平成 28 年 7 月 27 日～平成 28 年 8 月 8 日

2 審査の方法

この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、市長から提出された平成 27 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、決算書及び各関係書類等を照合するとともに、関係職員から説明を聴取して審査を行った。

第 2 審査の結果

〔総合意見〕

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、是正改善を要する事項はない。

記

(単位：%)

健全化判断比率	平成 27 年度	平成 26 年度	平成 27 年度 早期健全化基準	平成 26 年度 早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	12.97	12.96
② 連結実質赤字比率	—	—	17.97	17.96
③ 実質公債費比率	2.4	3.2	25.0	25.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0	350.0

(注)① 実質赤字比率とは、一般会計等の決算を対象とし、実質赤字の標準財政規模に対する比率を指す。

② 連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率を指す。

③ 実質公債費比率とは、一般会計等が負担する公債費{元金償還金及び準元利償還金（公営企業債に対する繰出金）など公債費に準ずるもの}の標準財政規模に対する比率（3カ年平均で示し、普通交付税で措置されるものは除く）を指す。

④ 将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債から、充当可能な財源を控除した将来負担見込額の標準財政規模に対する比率を指す。

[個別意見]

① 実質赤字比率について

平成 27 年度一般会計に係る実質赤字比率は、実質収支額が 9 億 6,836 万円の実質黒字となっており健全と認められる。

② 連結実質赤字比率について

平成 27 年度一般会計及び特別会計（公営企業会計 4 会計を含む 7 会計）に係る連結実質赤字比率は、次表のとおりすべて実質黒字又は資金剰余が発生しているため、健全と認められる。

(単位：万円)

会 計 名		平成 27 年度		平成 26 年度		
		実質黒字額	資金剰余額	実質黒字額	資金剰余額	
一 般 会 計		96,836	—	72,545	—	
国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計		2,597	—	6,785	—	
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計		266	—	189	—	
公 営 企 業	法 適 用	水道事業会計	—	80,273	—	82,126
		工業用水道 事業会計	—	17,326	—	14,734
		公共下水道 事業会計	—	45,030	—	—
		病院事業会計	—	34,178	—	42,940
	法 非 適 用	農業集落排水 事業特別会計	—	2,244	—	462
		公共下水道 事業特別会計	—	—	—	12,579
計		99,699	179,051	79,519	152,841	
合 計			278,750		232,360	

(注)・実質黒字額とは、実質収支（歳入総額－歳出総額－翌年度へ繰り越すべき財源）が黒字である場合を指す。

・資金剰余額とは、地方公営企業法適用企業における貸借対照表中の（流動資産－貸倒引当金）から（流動負債－企業債等－引当金）を差し引いた額が黒字である場合を指す。

（非適用企業は別表 1 参照）

③ 実質公債費比率について

平成 27 年度一般会計等（特別会計、公営企業会計等を含む）の実質公債費比率は 2.4%であり、早期健全化基準の 25.0%と比較すると、これを下回り健全であると認められる。

なお、前年度と比較すると 0.8 ポイント減少している。

④ 将来負担比率について

平成 27 年度の一般会計等（特別会計、公営企業会計、広域連合、土地開発公社等を含む）の将来負担比率は、健全と認められる。

平成27年度経営健全化審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の期間

平成28年7月27日～平成28年8月8日

2 審査の方法

この経営健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、市長から提出された平成27年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、各会計決算書及び関係書類等を照合するとともに、関係職員から説明を聴取して審査を行った。

第2 審査の結果

〔総合意見〕

審査に付された下記の各会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、是正改善を要する事項はない。

記

資金不足比率

(単位：%)

公 営 企 業 会 計		平成27年度	平成26年度	経営健全化基準	備 考
法 適 用	1 水道事業会計	—	—	20.0	
	2 工業用水道事業会計	—	—	20.0	
	3 公共下水道事業会計	—	—	20.0	
	4 病院事業会計	—	—	20.0	
法非 適 用	5 農業集落排水事業特別会計	—	—	20.0	

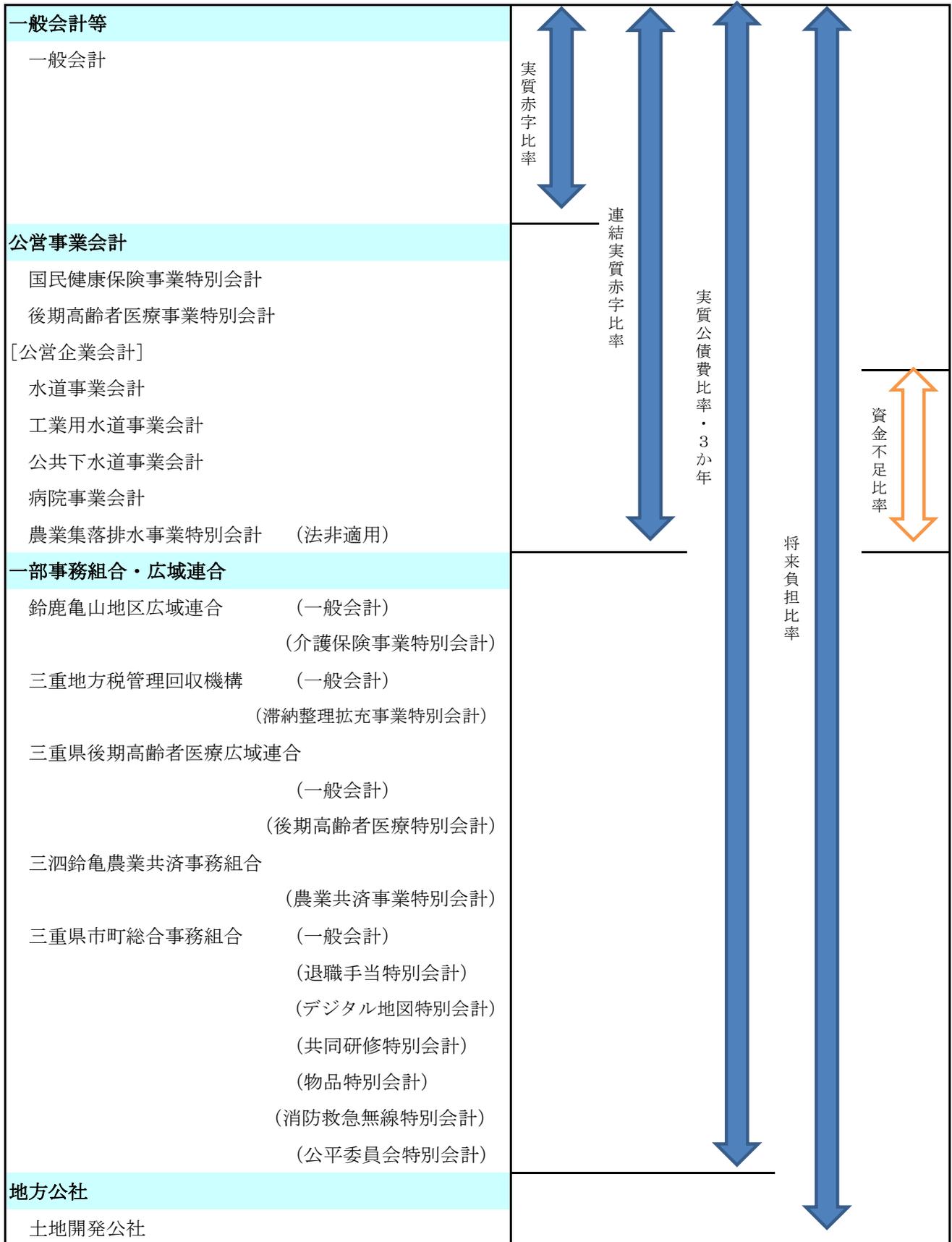
(注) 資金不足比率＝資金の不足額／公営企業の事業の規模

〔個別意見〕

いずれの会計も資金不足比率は発生しておらず、健全であると認められる。

經營健全化審査資料

財政健全化判断比率等の対象となる会計



平成27年度 経営健全化比率

別表 1

上段 平成27年度

中段 平成26年度

下段 比較(27-26)

(単位:円)

法適用事業		水道事業会計	工業用水道事業会計	公共下水道事業会計	病院事業会計	法非適用事業	農業集落排水事業特別会計	公共下水道事業特別会計	
流動負債-流動負債のうち建設改良費等に充てるための企業債及び長期借入金-引当金	A	216,913,674	4,256,865	142,483,701	141,663,625	歳出額	A	459,790,823	—
		132,417,245	3,824,965	—	118,738,388			780,706,081	1,404,152,001
		84,496,429	431,900	142,483,701	22,925,237			△ 320,915,258	△ 1,404,152,001
流動資産-貸倒引当金	B	1,019,645,675	177,520,158	592,782,417	483,448,163	歳入額	B	482,234,825	—
		953,676,567	151,163,774	—	548,132,490			785,330,753	1,530,678,301
		65,969,108	26,356,384	592,782,417	△ 64,684,327			△ 303,095,928	△ 1,530,678,301
建設改良以外の財源充当地方債の現在高	C	0	0	0	0	繰越明許費繰越額	C	0	—
		0	0	—	0			0	40,585,000
		0	0	0	0			0	△ 40,585,000
営業収益	D	1,086,284,142	68,008,935	380,699,803	1,314,401,890	繰越明許費繰越額に係る未収入特定財源	D	0	—
		1,107,740,141	67,578,772	—	1,283,408,419			0	39,850,000
		△ 21,455,999	430,163	380,699,803	30,993,471			0	△ 39,850,000
受託工事収益	E	6,229,000	0	0	0	資金不足額	E=A-(B-C+D)	△ 22,444,002	—
		3,851,000	0	—	0			△ 4,624,672	△ 125,791,300
		2,378,000	0	0	0			△ 17,819,330	125,791,300
資金不足額	F=(A+C-B)	△ 802,732,001	△ 173,263,293	△ 450,298,716	△ 341,784,538	資金剰余額	F=B-(A+C-D)	22,444,002	—
		△ 821,259,322	△ 147,338,809	—	△ 429,394,102			4,624,672	125,791,300
		18,527,321	△ 25,924,484	△ 450,298,716	87,609,564			17,819,330	△ 125,791,300
資金剰余額	G=B-(A+C)	802,732,001	173,263,293	450,298,716	341,784,538	営業収益-受託工事収益	G	99,590,330	—
		821,259,322	147,338,809	—	429,394,102			96,304,924	354,238,118
		△ 18,527,321	25,924,484	450,298,716	△ 87,609,564			3,285,406	△ 354,238,118
資金不足率	F/D-E (%)	—	—	—	—	資金不足比率	E/G (%)	—	—
		—	—	—	—			—	—
		—	—	—	—			—	—
資金剰余比率	G/(D-E) (%)	74.3	254.8	118.3	26.0	資金剰余比率	F/G (%)	22.5	—
		74.4	218.0	—	33.5			4.8	35.5
		△ 0.1	36.7	118.3	△ 7.5			17.8	△ 35.4